

戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)

「人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」推進委員会 運営要領

令和5年6月28日

「人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」
プログラムディレクター 山海 嘉之

(推進委員会の運営)

第1条 SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)「人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」推進委員会(以下「推進委員会」という。)の運営要領は、「戦略的イノベーション創造プログラム第3期(SIP第3期)「人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」推進委員会の設置について」に規定するほか、議事の手続きその他推進委員会の運営に関して、この運営要領の規定するところによる。

(委員長)

第2条 委員長は、推進委員会の事務を掌理する。

2 委員長が推進委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の指名する構成員がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 構成員が推進委員会を欠席する場合は、代理人を出席させ、または他の構成員に代理を委任することができる。

2 推進委員会を欠席する構成員は、委員長または内閣府科学技術イノベーション推進事務局(以下「内閣府」という。)を通じて、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は委員長が内閣府と相談のうえ行う。

(公開)

第5条 推進委員会の会議は原則として公開する。ただし、委員長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により推進委員会の会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(内容の公表等)

第6条 委員長は、推進委員会における調整、検討の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、委員長が公表しないことが適当であるとしたときは、内閣府と相

談のうえ、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が内閣府と相談のうえ定める。